

番号	1.1)
項目	令和5年6月、こども家庭庁の実施要綱において、対象者の定義を「産後ケアを必要とする者」に見直されユニバーサル事業であることが明確化されました。そして、育児困難事例などに対する受け皿として、今後産後ケア事業を活用することが期待されています。利用者は、着実に増加しており、今後さらに産後ケアを必要とする人が利用でき、助産所が経営を維持でき、受け入れの拡充、新たな助産所開設ができるよう事業単価の引き上げをお願いいたします。また、支援の必要性が高い多胎児、心理・社会的ハイリスクの利用者・生後4か月以降の乳児の預かり児の加算等を含め、これらを受け入れる事業所、夜間2人以上の職員配置、24時間365日受入体制整備などの補助加算にむけ予算の拡充を強くお願いいたします。
(回答) 産後ケア事業の利用者は着実に増加しており、本市では利用者が安心して利用できる体制を整備するため、令和7年度より多胎児加算額を増額しております。さらに、令和8年度からは、生後4か月以降の乳児の預かり児および兄弟の受け入れに伴う加算を実施しております。 引き続き、安全・安心に産後ケアを提供できるよう国や他都市の動向を注視しつつ、事業体制の確保に努めてまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	1.2)
項目	母体・胎児の正常経過を継続的に診る妊婦健康診査は極めて重要といえます。公費負担の拡充は経済的負担を軽減し、妊婦の積極的な受診に繋がります。令和8年度の大阪市の妊婦健康診査の公費負担総額は一人当たり120,810円(14回合計)。しかし、助産所では、基本的な妊婦健康診査料1回3,780円、10回まで合計37,800円となっており、病院等での公費負担額と大きな隔たりがあります。また、この基本的な1回公費負担額30円増額まで10年を要し、現在も府下市町で最も低額です。妊婦の受診料負担の軽減に向け、基本的な妊婦健康診査料の増額をお願いいたします。 (回答) 本市では平成24年度より、すべての妊婦が安心して安全に出産できるように、国の示す妊婦健康診査の標準検査項目全てを公費負担の対象とし、診療報酬単価の改定に合わせて実際の受診額相当に公費負担額を引き上げることにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ってまいりました。 平成31年度からは、超音波検査の公費負担回数を4回から8回に増やし、令和2年度からは、多胎妊娠の方の公費負担回数を2回追加し、さらなる経済的負担の軽減を図っているところです。 今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	1.3)
項目	妊婦超音波検査は、胎児発育の評価、well-being の評価、異常の早期発見、正確な助産診断の目的で助産所でも行われております。大阪市民は助産所において妊婦健康診査の超音波検査受診票を使用することができず、妊婦の自己負担で実施しております。大阪市民のすべての妊婦が等しく公費助成を受け安心安全な出産の支援を受けられるように、助産所における超音波検査をスクリーニング検査として位置づけることの検討をお願いいたします。
(回答) 本市では、妊婦の健康管理の向上、経済的負担の軽減による出産にのぞめる環境づくりをこれまで以上に推進し、安全に安心して妊娠・出産することができるよう、平成 31 年度から、超音波検査の公費負担回数を 4 回から 8 回に拡充しております。 妊婦健康診査中の超音波検査を含む各種検査につきましては、検査を実施するのみではなく医師法上の医学的な判断、及び結果によっては更なる医学的処置や対応まで実施していただくものとして、本市では位置付けておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	1.4)
項目	ポピュレーションアプローチである大阪市乳児家庭全戸訪問（妊婦面談・訪問、低出生体重児・新生児・乳児・多胎訪問）およびハイリスクアプローチである専門的家庭訪問支援事業（多胎訪問含む）は、その対象者約 15,000 人の健康保持、産後うつ・虐待予防など、妊娠・分娩・育児に関する様々な課題、問題を客観的に評価し継続的に支援していく事業です。助産師はこれらの多様な母子に対して、母子関係の形成や母乳育児の普及推進について、専門的なスキルで支援できる職種です。これら本事業への助産師活用の推進となるよう助産師の交通費、感染対策、体重計の購入・メンテナンスを含む事業単価の増額に向けて、一層、関係事業の予算拡充を図っていただきますようお願いいたします。
	（回答） 本市では、母子保健法及び児童福祉法に基づき、3 か月児健康診査までのすべての家庭に助産師または保健師の専門職が乳児家庭家庭訪問をおこなっております。加えて、子育てに対しての不安や孤立感を抱える家庭等へ訪問し、養育に関する助言や指導を行う専門的家庭訪問を行っております。 また、令和元年度からは、赤ちゃんへの気持ち質問事業（乳児家庭全戸訪問事業において実施）、令和 5 年度からは、妊娠 8 か月面談を開始し、この面談には助産師にも従事していただいています。 今後も、より充実した相談支援が行えるように、引き続き国、他都市の動向を注視しつつ、母子保健施策の充実に努めてまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	2
項目	訪問先の利用者氏名、住所等の情報は、訪問担当助産師が保健福祉センターにおいて、個人が特定できないよう情報を暗号化（転記）して持ち出し訪問に伺っております。その結果、転記による訪問先、訪問日時の誤り等が発生しております。安全で安心して訪問事業に携わることができるようシステムの開発、ICT の導入をお願いいたします。
（回答） 本市では、以前より、各区保健福祉センターにおいて実施する母子保健事業（妊娠届出時面談、妊娠健康診査、妊婦教室、妊娠８か月面談、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査、その他、保健師等による面談・電話等でのフォロー状況など）に関する個人情報を、総合福祉システムで一括管理しております。 母子保健事業は、市民サービスに直結する内容も多く、扱う個人情報の量が膨大であり、個人情報の取り扱いについてルールを遵守し、安全なサービス提供が行えるよう努めてまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	3
項目	妊娠・分娩・子育ての不安や母子の孤立の解消、児童虐待の予防・早期発見の拠点となるこども家庭センターの全国展開に伴い、弊社助産師も自治体に雇用されるようになりましたが、ほとんどが会計年度職員です。地域を熟知した活動の実績及びその強い専門性を発揮し活躍できる助産師の大阪市区行政への常勤雇用の促進とともに、専門性に見合った賃金体系の構築を要望いたします。
(回答) 本市では、以前より各区保健福祉センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行っており、令和6年度からは、こども家庭センターの運営を開始し、児童福祉と母子保健機能のさらなる連携を強化し、一体的な相談支援に取り組んでおります。 また、本市では、伴走型相談支援でもある妊娠 8 か月面談、乳児家庭全戸訪問事業及び専門的家庭訪問支援事業の委託において、助産師資格を有するものを従事者としております。 訪問事業に従事する助産師は、対象者の状況に応じて、地域資源等の情報も提供しながら、継続支援が必要な場合は区保健福祉センターの保健師に引き継ぎも行い、支援が途切れないよう配慮しながら支援をしています。 今後とも助産師等の専門職の従事が効果的と考えられる事業について、専門職の活用を検討するとともに、賃金水準についても引き続き検討してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	4
項目	このケアは、妊娠を望むか望まないかに関わらず、若い人々が将来を考えて日々の生活や健康に向き合い、早い段階から正しい知識を得て自ら健康な身体づくりをできるよう関わるものです。人生 100 年時代を豊かに生きるために、個人の健康管理や生活の質の向上に寄与し、将来の自分が望むライフデザインをより確実なものにするための重要な支援です。 そのため、プレコンセプションケアとして、まずは市内全ての保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校全学年において包括的セクシュアリティ教育が実施できるよう予算化を要望いたします。
	(回答) 保育所、幼稚園、認定こども園につきましては、保育・幼児教育センターにおいて、幼児教育・保育の質の向上を図るため、市内の就学前施設の教職員を対象にした公私幼保合同研修を実施しており、令和 8 年度は乳幼児期からの包括的性教育についての研修を実施することとしております。 また、大阪市立学校においては、生きる力を育む性に関する指導にあたって、全校に「生きる力を育む性に関する指導の手引き」を配付し、児童・生徒の発達段階や、各校の実態に応じて様々な教科・領域で系統的かつ教科横断的な「生きる力を育む性に関する指導」を計画的に取り組んでおります。幼稚園においても、幼児の発達段階に応じた指導が必要であることから、同手引きの資料提供を行っております。 また、関係部局と連携し、思春期健康教育事業「ティーンズヘルスセミナー」を活用するなど、各学校の実情に応じたテーマによる講義も実施しております。 引き続き、人権尊重を基盤とした「生きる力を育む性に関する指導」に取り組んでまいります。
担当	こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141